

広島県告示第千二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間		新 旧		新 旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考			
三原市小泉町字松ヶ崎一三三三番一地从先から 三原市小泉町字関屋三五六五番一地从先まで		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
三原市小泉町字関屋三五六五番一地从先から 三原市小泉町字市垣内三五九六番地先まで		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	ダブルウェイ
三原市小泉町字市垣内三五九六番地先から 三原市小泉町字関屋山三六一〇番地先まで		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	拡幅

三原市小泉町字大谷三七〇三番一地先から 三原市小泉町字大谷三七五五番一地先まで		三原市小泉町字大谷三七五五番一地先から 三原市小泉町字釜ヶ原山四二〇番一地先まで		三原市小泉町字大谷三七〇三番一地先から 三原市小泉町字大谷三七五五番一地先まで		三原市小泉町字靴打場二六九五番地先から 三原市小泉町字大谷三七〇三番一地先まで		三原市小泉町字関屋山三六一〇番二地先から 三原市小泉町字靴打場二六九五番地先まで	
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
一・二・五〇〇 三六・〇〇〇	三・四・〇〇〇 〇〇〇〇	〇・二・二・〇〇〇 〇四二・〇〇〇	七・五・〇〇〇 〇〇〇〇	〇・一・五・〇〇〇 〇一八・〇〇〇	九・三・五〇〇 〇〇〇〇	四・四・〇〇〇 〇〇〇〇	六・四・〇〇〇 〇五〇〇〇	〇・一・一・〇〇〇 〇五九・〇〇〇	七・四・〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇・〇九五・	七〇・一・一六・	七四・〇〇〇 九五・〇〇〇	九五・〇〇〇	四六・〇〇〇 七五・〇〇〇	七五・〇〇〇	二二三・二・〇〇〇	二二三・二・〇〇〇	三一九・〇〇〇 三三三・三・三〇〇	三三三・三・三〇〇
拡幅		ダブルウェイ		ダブルウェイ		拡幅		ダブルウェイ	

三原市小泉町字滝ノ上三九一六番一地从先から 三原市小泉町字帽子岩三九二〇番一地从先まで		三原市小泉町字帽子岩三九二〇番一地从先から 三原市小泉町字帽子岩三九三二番地先まで	
新	旧	新	旧
一四・〇〇〇〇 二一・〇〇〇〇	五四・〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	〇〇・〇〇〇〇 一八・〇〇〇〇 〇〇・〇〇〇〇	五六・〇〇〇〇 〇〇・〇〇〇〇
二五八・〇〇〇	二六七・〇〇〇	七〇・〇〇〇	四六・〇〇〇
拡幅		ダブルウェイ	